

# 令和7年度 町 県 民 税 の申告について

## 国民健康保険税

2月17日(月)から申告が始まります!!



申告は、自主申告が基本です。  
 収支の把握は自分しか分かりません。  
 再度収入等をご確認いただき、会場へお越し下さい。

※申告相談は必ず右の指定会場で行って下さい。  
 税務課窓口では受け付けておりません。

### ○早めの申告

- 主な収入が年金であり、申告をされる予定の方は、この機会をご利用下さい。
- 日 時 2月17日(月)  
 受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時
- 場 所 高森総合センター (大会議室)



### ○申告が必要な方 (令和7年1月1日現在、高森町に住所のある方)

#### A 給与所得者で下記に該当する方

- 年末調整が終わっていない方
- 給与所得以外に収入がある方

#### B 年金所得者で下記に該当する方

- 生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除等の所得控除を受ける方
- 年金所得以外に収入がある方

#### C 遺族年金や障害年金等を受給している方

(福祉・介護分野の利用にあたって必要な場合があります。)

#### D 営業・農業・その他事業・不動産等の所得がある方

- 赤字などで確定申告の必要のない方でも、町県民税の申告は必要です。



### ○申告受付会場で相談ができない申告 (税務署へ)

- 雑損控除を受ける方
- 相続、贈与税の申告をされる方
- 土地等の譲渡により申告が必要な方
- 青色申告者の方
- 消費税の申告をされる方

◆給与 (青色専従者給与を含む) 支払者は必ず給与支払報告書1部を1月31日までに税務課へ提出して下さい。なお申告等については、下記までお問い合わせ下さい。

高森町役場 税務課 税務係 ☎(0967)62-1123

### 令和7年度 (令和6年分所得) 申告受付会場

2 月				
日 (曜日)	税理士	地区名及び受付時間		会 場
		9時～11時	13時～15時	
17日(月)	-	年金相談 (収入が年金のみの方)		高森総合センター
18日(火)	●	天神・上町	横 町	
19日(水)	●	森	冬 野	高森総合センター
20日(木)	-	中・矢津田	-	
21日(金)	●	大字津留	河 原	朋遊館
22日(土)	-	-	-	-
23日(日)	-	-	-	-
24日(月)	-	-	-	-
25日(火)	-	野尻・尾下	-	朋遊館
26日(水)	●	草 部	下 切	草部総合センター
27日(木)	-	芹 口	菅 山	センター
28日(金)	-	永 野	原	センター

3 月				
日 (曜日)	税理士	地区名及び受付時間		会 場
		9時～11時	13時～15時	
1日(土)	-	-	-	-
2日(日)	-	-	-	-
3日(月)	●	旭 通		高森総合センター
4日(火)	●	昭	和	
5日(水)	●	村	山上 在	高森総合センター
6日(木)	●	下	町	
7日(金)	●	津留 (高森)	洗 川	センター
8日(土)	-	-	-	-
9日(日)	-	-	-	-
10日(月)	●	大 村	前 原	高森総合センター
11日(火)	●	東中原・西中原	西 丁	
12日(水)	○	小 倉	原 戸 狩	高森総合センター
13日(木)	●	井上・中園	山 鳥	
14日(金)	●	河	原 尾 下	センター
15日(土)	-	-	-	-
16日(日)	-	-	-	-
17日(月)	-	税 務 署 送 付 準 備		高森総合センター

受付時間内に、必ず受付を済ませてお待ちください。

2月20日、25日、28日は午後から会場設営・移動のため午前中みの受付となります。

※○印の日 (3月12日) の税理士対応は午前中のみ

### ○申告期間中は税理士無料相談日を設けています。(上記日程の●・○印をご確認下さい。)

- 消費税、相続・贈与税、雑損控除、株式・土地等の譲渡による申告、青色申告についてご相談がある方は、税理士無料相談日にお越しいただき受付時に申し出ください。税理士が相談に応じます。
- 3月12日(水)は、午前中みの対応となります。



### ○申告に必要なもの

- 給与・公的年金の源泉徴収票、その他収入を証明できるもの
- 出荷、販売証明書 (農業・営業・不動産収入がある場合)
- 生命保険・地震保険・介護保険料・国民年金等の支払証明書

### • 本人確認書類\*

※マイナンバー (個人番号) を記載した確定申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

◀本人確認を行うときに使用する書類の例▶

例1: マイナンバーカード (個人番号カード) の表面及び裏面の写し【番号確認及び身元確認書類】

例2: 通知カードの写し【番号確認書類】+ 運転免許証又は公的医療保険の被保険者証の写し【身元確認書類】など

## 収入金額と所得金額の算定

◇所得の種類 次の区分ごとに収入額から必要経費を差し引き、所得額を算出します

区分	所得の内容	
農業等所得	販売業、製造業、飲食店業、サービス業、外交員、大工、内職等	
農業所得	農産物の生産、農家畜の飼育など	
不動産所得	土地、建物などの貸付け	
利子所得	公社債、預貯金の利子など（借付金の利子から特別徴収されたものは含めません）	
配当所得	株式等の配当	
給与所得	給料・賞与など	
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など
	業 務	原稿料、講演料、シェアリング・エコノミーなどの副収入による所得、シルバー人材センターからの配分金など
譲渡所得	生命保険の年金（個人年金）など他のいづれの所得にも当てはまらない所得	
一時所得	資産の譲渡から生ずる所得	
一時所得	生命保険の一時金、損害保険の満期戻戻金など	

## ◇所得金額調整控除

- 要件 1** 給与収入が 850 万円以上で、次のいずれかに該当する方  
 ① 23 歳未満の扶養親族を有する  
 ② 本人、同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障害者である
- 控除額 1** 【給与収入（1,000 万円超の場合は 1,000 万円） - 850 万円】 × 10%
- 要件 2** 給与所得と公的年金等に係る雑所得のいずれもある方
- 控除額 2** 【給与所得（最大 10 万円） + 公的年金等所得（最大 10 万円）】 - 10 万円

## ◇家内労働者等の必要経費の特例

家内労働者等（外交員や検計員、シルバー人材センターなど特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行う業務の方）が営業所得、農業所得、雑所得のいずれかを有する場合で、必要経費の合計が 55 万円未満のときは、最大 55 万円（他に給与所得がある方は、55 万円から給与所得控除額を控除した金額）を必要経費にできます

## 税額控除 次に該当する場合は、町民税の税額から控除されます

### ●調整控除（合計所得金額が 2,500 万円超の方を除く）

- 合計課税所得金額が 200 万円以下の方
- 人的控除差合計額と合計課税所得金額のうち、いずれか少ない金額の 5%
- 合計課税所得金額が 200 万円超の方
- 人的控除差合計額 - (合計課税所得金額 - 200 万円) の 5% (最低 2,500 円)
- ※合計課税所得金額 = 総所得金額 - 所得控除額
- ※人的控除差合計額 = 所得税の人的控除額 - 町民税の人的控除額

### ●外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税等を納めている場合、所得税から控除しきれなかった額（限度額あり）

### ●配当控除 ※申告分離課税を選択した場合は、適用できません

配当控除額 = 配当所得の金額 × 控除率  
 ※控除率は、配当所得の種類や合計課税所得金額によって変わります  
 （町民税 0.2%~1.6%、県民税 0.15%~1.2%）

### ●住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）

- 次の 1、2 のいずれか少ない金額
  - 1 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
  - 2 所得税の課税所得金額等の額に 5% を乗じた額（限度額 9,750 円）
- ※平成 26 年 4 月以降の入居で、住宅の取得費等に含まれる消費税が 8%又は 10%である場合は、所得税の課税所得金額等の額に 7% を乗じた額（限度額 136,500 円）

### ●寄附金税額控除

- ① 基本控除額と② 特別控除額を合わせた金額
  - ① (下記ア~ウの寄附金と総所得金額等の 30%のうち、いずれか低い金額 - 2,000 円) × 10%
  - ② (下記アの寄附金 - 2,000 円) × [90% - (寄附者に適用される所得税率 × 1.02)]
- ※①は下記アの寄附金についてのみ適用され、所得控除（調整控除後）の 20%が限度額  
 ※ふるさと納税ワンストップ特例の適用がある場合は、申告特別控除額（所得税の控除額分）を加算します
- ア 都道府県・市区町村に対する寄附金（震災関連寄附金を含む、特別控除対象寄附金に限る）  
 イ 熊本県共同募金会、日本赤十字社の支部（震災関連寄附金以外）、都道府県・市区町村に対する寄附金（ア以外のもの）  
 ウ 熊本県・高森町が条例で指定した団体に対する寄附金
- ※寄附金受領証などの添付が必要ですが、本人以外の親族等が寄附したものを本人の控除対象とすることはできません

### ●配当割額控除・株式譲渡所得割額控除

上場株式等の配当又は上場株式等の譲渡で、住民税 5%が特別徴収されたものを申告した場合は、その特別徴収税額が控除され、控除しきれなかった分は、還付又は未納税額に充当されます

## 所得から差し引かれる金額（所得控除）

町民税の所得控除について、以下により控除額を算定し申告書に記載します

○社会保険料控除（添付・提示する書類 領収書、納付額のお知らせほかなど）  
**要件** 社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）を支払った場合  
**控除額** 支払った保険料額（扶養親族等が特別徴収されている社会保険料は控除対象外）

○小規模企業共済等掛金控除（添付・提示する書類 支払った証明書）  
**要件** 小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金・個人型年金加入者掛金などの掛金を支払った場合  
**控除額** 支払った保険料の合計額

○生命保険料控除（添付・提示する書類 保険会社などが発行した控除証明書）  
**要件** 生命保険、介護医療保険、個人年金の保険料を支払った場合  
**控除額** 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額（限度額 70,000 円）  
 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受けられる場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額 28,000 円）保険料の種類ごとに、支払額の合計から控除額を算出します

区分	支払保険料の金額	計算式
新契約	12,000円以下	支払額
	12,001円~32,000円	支払額 × 0.5 + 6,000円
	32,001円~56,000円	支払額 × 0.25 + 14,000円
	56,001円以上	28,000円
旧契約	12,000円以下	支払額
	12,001円~32,000円	支払額 × 0.5 + 6,000円
	32,001円~56,000円	支払額 × 0.25 + 14,000円
	56,001円以上	28,000円

### ○地震保険料控除（添付・提示する書類 保険会社などが発行した控除証明書）

**要件** 損害保険契約について、地震等損害部分の保険料を支払った場合  
**控除額** 地震保険料の控除額 D + 旧長期損害保険料の控除額 E（限度額 25,000 円）

地震保険料		旧長期損害保険料	
支払額	控除額 D	支払額	控除額 E
50,000円以下	支払額の半額	5,000円以下	支払額
50,001円以上	25,000円	5,001円~15,000円	支払額 × 0.5 + 2,500円
		15,001円以上	10,000円

### ○寡婦控除、ひとり親控除

**要件** 令和 6 年 12 月 31 日において、本人が次の項目に該当し、同年中の合計所得金額が 500 万円以下である場合で、住民票の同一世帯に事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方（未婚の方・妻など）がいないこと

区分	項目	控除額
ひとり親控除	税に適用していない方で、生計を一にする子（親所得金額等が 48 万円以下）を有する方	30 万円
寡婦控除	夫と別居し扶養親族を有する方、夫と別居した方（ひとり親控除に該当する方を除く）	26 万円

### ○勤労学生控除

**要件** 令和 6 年 12 月 31 日において、学校教育法に規定する高等学校、大学等の学生で、本人の合計所得金額が 75 万円以下で、かつ、勤労によらない所得が 10 万円以下である場合  
**控除額** 26 万円  
**添付・提示する書類** 学生証、在学証明書の写しなど

### ○障害者控除（添付・提示する書類 障害者手帳、後見登記事項証明書、障害者控除対象者認定書の写しなど）

**要件** 令和 6 年 12 月 31 日において、本人、配偶者又は扶養親族が障害者である場合

区分	項目	控除額
特別障害者	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級、成年後見人、常に就労を要し複雑な介護を必要とする方など	30 万円
同居特別障害者	特別障害者のうち、本人、配偶者、生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している方	53 万円
その他の障害者	身体障害者手帳 3~6 級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 2・3 級など	26 万円

### ○基礎控除

**要件** 本人の合計所得金額が 2,500 万円以下である場合

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円

## ○配偶者（特別）控除

**要件** 本人の合計所得金額が 1,000 万円以下で、令和 6 年 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合は、その死亡日）において生計を一にする配偶者（青色事業専従者や事業専従者を除く）がいる場合

控除額	本人の合計所得金額			配偶者特別控除
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人(昭和30年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円
		48万円超 100万円以下	33万円	22万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 30万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

## ○扶養控除

**要件** 本人の合計所得金額が 1,000 万円以下で、令和 6 年 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合は、その死亡日）において生計を一にする配偶者（青色事業専従者や事業専従者を除く）がいる場合

区分	項目	控除額
控除対象扶養親族	16歳以上(平成21年1月1日以前生まれ)	33万円
特定扶養親族	19歳以上23歳未満(平成14年1月2日~平成18年1月1日生まれ)	45万円
老人扶養親族	70歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうち、本人が配偶者の直系尊属で、本人が配偶者と同居している方	45万円
年少扶養親族	16歳未満(平成21年1月2日以降生まれ)	-

## ○雑損控除（添付・提示する書類 災害関連支出の領収書、火災証明書など）

**要件** 震災、風水害、火災等により住宅、家財等に損害を受けた場合  
**控除額** ①、②のいずれか多い金額（保険金等で補てんされる部分の金額を除く）  
 ① 損害金額 - (申告分離課税の特別控除前の所得金額 × 10%)  
 ② 災害関連支出の金額 - 5 万円

## ○医療費控除（添付・提示する書類 医療費控除明細書、医療費のお知らせ（通知書））

**要件** 医療費を支払った場合  
**控除額** (医療費 - 保険金等で補てんされる金額) - (10 万円と総所得金額等の 5% のいずれか少ない額) (最高 200 万円)  
 医療費控除の明細書を利用して算出します  
 領収書の添付・提示では医療費控除は適用されません  
 介護保険制度の施設・居宅サービス等のうち医療費控除の対象となる金額は、基本的に領収書に記載されています

控除の対象とならないもの（例示）

- 疾病の予防や健康増進のための費用（健康診断、予防接種、サプリメントの購入）
- 一健康診断の結果重篤な疾病が発見されて引き続き治療をした場合を除く
- タクシー代（電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除く）
- 治療を受けるために直接必要としない、眼鏡、補聴器等の購入費用

## ○医療費控除の特例（添付・提示する書類 セルフメディケーション税制明細書）

**要件** 健康の保持増進・疾病の予防として一定の取組（人間ドック等）を行った方が、スイッチ OTC 医薬品の購入費を支払った場合  
**控除額** (購入費 - 保険金等で補てんされる金額) - 12,000 円 (最高 88,000 円)  
 この医療費控除の特例は、従来の医療費控除との選択適用です  
 対象となる医薬品については、厚生労働省ホームページでご確認ください  
 対象商品には、購入の際の領収書にセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています  
 健康の保持増進・疾病の予防として一定の取組に要した費用は、控除の対象となります

確定申告

